

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

春日部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第20号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条 <u>第11項</u> の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 (2) 認定こども園(認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条 <u>第9項</u> の規定による公示がされたものに限る。) 次号及び第4号に掲げる事項

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。